

○高知県警察広報規程

昭和48年10月1日

高知県警察本部訓令第19号

改正 昭和58年3月29日 高知県警察本部訓令第5号

昭和62年3月9日 高知県警察本部訓令第6号

平成6年4月5日 高知県警察本部訓令第10号

平成19年2月20日 高知県警察本部訓令第2号

平成24年3月23日 高知県警察本部訓令第2号

平成28年1月5日 高知県警察本部訓令第1号

令和3年3月12日 高知県警察本部訓令第3号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 この訓令は、県警察における広報活動を総合的かつ効率的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年本部訓令1号〕

(定義)

第2条 この訓令において「広報活動」とは、警察の施策及び活動並びに警察事象等を県民に正しく伝えるとともに、県民の意見、要望等を把握して警察運営に反映させることにより、警察活動に対する積極的な支持と協力を確保するための活動をいう。

全部改正〔平成28年本部訓令1号〕

(職員の心構え)

第3条 職員は、広報活動の重要性を理解し、あらゆる機会を利用して積極的にこれを推進しなければならない。

一部改正〔平成28年本部訓令1号〕

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所管業務に関し常に積極的かつ効果的な広報活動を計画的に推進するものとする。

一部改正〔昭和58年本部訓令5号〕、全部改正〔平成28年本部訓令1号〕

(広報担当責任者及び広報担当者)

第5条 広報活動の円滑な推進を図るため、所属に広報担当責任者及び広報担当者を置く。

2 広報担当責任者には、次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある

者とする。)又は副署長をもって充てる。

3 広報担当責任者は、所属長の指揮を受け、主管課、総務課又は県民支援相談課と綿密な連携を保ち、次に掲げる業務を推進するものとする。

- (1) 警察関係法令、条例、規則等の周知徹底に関すること。
- (2) 警察の運営及び活動状況等の広報に関すること。
- (3) 報道機関に対する広報及び連絡・調整に関すること。
- (4) 官公署その他団体との広報連絡に関すること。
- (5) 広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (6) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (7) 広報活動に係る指導教養に関すること。
- (8) 高知県警察ホームページの運営に関すること。
- (9) 警察施設見学者の受付及び案内に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広報及び広聴に関すること。

4 広報担当者は、警部補以上の階級にある警察官及び警部補相当職以上の一般職員の中から所属長が指名する者をもって充てる。

5 広報担当者は、広報担当責任者を補助するとともに、広報担当責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

一部改正〔昭和58年本部訓令5号・62年6号・平成6年10号・19年2号・24年2号・28年1号・令和3年3号〕

(広報担当責任者会議)

第6条 広報業務の連絡調整を図るため、必要に応じて広報担当責任者会議を開くものとする。

一部改正〔平成28年本部訓令1号〕

(実施要領)

第7条 この訓令の実施について必要な事項は別に定める。

一部改正〔平成28年本部訓令1号〕

付 則

この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則〔昭和58年3月29日高知県警察本部訓令第5号〕

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則〔昭和62年3月9日高知県警察本部訓令第6号〕

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年4月5日高知県警察本部訓令第10号〕

この訓令は、平成6年4月5日から施行し、同年3月24日から適用する。

附 則〔平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号〕

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則〔平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号〕

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年1月5日高知県警察本部訓令第1号〕

この訓令は、平成28年1月5日から実施する。

附 則〔令和3年3月12日高知県警察本部訓令第3号〕

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。